

平成29年度 第3回 八千浦区地域協議会

次 第

日時：平成29年10月19日（木）午後6時30分～

会場：八千浦交流館はまぐみ 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- ・副会長の選任について

【自主的審議事項】

- ・跨線橋の草刈について

4 その他

第4回地域協議会の開催について

5 閉 会

跨線橋の草刈りについて各町内の対応状況(各町内会長への聞き取り H29.6月)

1 市道の草刈の現状

○ 市では市道の草刈については、雑草の状況を見ながらおよそ年1回程度の草刈を行っている。(路肩1メートル)

2 ロードパートナーシップ協定について

○ 町内会が自発的に草刈を行っていた部分について、市が町内会と協定を結び、作業の報償費を支払っている。

○ 町内会からの申出があって始まった協定であり、協定の内容について、町内会長は理解し、協定を結んでいる。

○ 概要は、下記のとおり。

◆人力での草刈り(肩掛け式草刈り機)を基本とし、除草剤は使用しない。

◆作業回数は2回/年までとし、作業面積は**作業延長に1メートル幅を乗じた量**とする。それを超えた作業は町内会のボランティアで行うものとする。

◆報償費の計算方法:(面積×20円/㎡×1/2+5,000円(定額))×回数

○ 八千浦区での現状は、下荒浜、西ヶ窪浜、夷浜町内会がロードパートナーシップ協定を結んでいる。遊光寺浜については、協定は締結せず市が路肩1メートルを草刈りしている。

○ 八千浦区の場合は、協定を結ぶ以前から作業を行っている面積が広範囲であることから、町内会との協議において、**作業延長に5メートル幅を乗じた量**を作業面積としている。

3 町内会長への聞き取り結果

町内会名		下荒浜	夷浜	西ヶ窪浜	遊光寺浜
草刈の現状	跨線橋の草刈の回数	年3回	年2回	年3回	年1回 ※市が実施 (雑草の生育状況にもよる) 跨線橋入口の法面については付近の住民が適宜実施
	ロードパートナーシップ協定での草刈実施回数	2回	2回	2回	— (協定は締結していない)
	作業面積	2,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	— (協定は締結していない)
	ロードパートナーシップ協定での報償費	50,000円	50,000円	50,000円	— (協定は締結していない)
	実施方法等	・業者委託 (費用は町内会費を値上げし捻出)	・町内の「ボランティア有志の会(男女35名ほどの組織)」に依頼。 (費用は町内会費とは別に500円を徴収し捻出) ・舗装部の脇など適宜有志で実施。	・町内行事として実施。	・市が路肩1メートルの草刈りを実施。 ・跨線橋入口の法面の草刈りは付近の4軒の住民で行っている。 (草刈りについて町内から補助は出ていない)
	法尻まで実施する理由	・不法投棄防止 ・景観保全	・不法投棄防止 ・景観保全	・不法投棄防止 ・景観保全 ・通行人の安全確保	—
現状に対する認識	・市に草刈りを依頼した場合、路肩1メートルの範囲での実施となる。 ・市ですべての市道の草刈りをするには無理があることを理解している。 ・ロードパートナーシップ協定を結んでいるが、町内の住民の中には事情を分かっている人もいない人もいます。	・「跨線橋は夷浜の生活道路」という認識のもと、住民で草刈りを実施していくこととした経緯があるため、町内の住民は理解している。 ・ボランティア有志の会からの苦情はなく、世間話をしながら、草刈り作業をしており、一つの良い交流の機会となっている。	・市に草刈りを依頼にした場合、路肩1メートルの範囲での実施となる。 ・市ですべての市道の草刈りをするには無理があることを理解している。 ・住民には町内行事ということで納得してもらっている。	・現状に不満はなく、市で実施する草刈りの範囲が路肩1メートルということについても納得している。 ・やってもらえるだけ有り難い。	
今後について	・現状を継続する。 【懸案事項】 ・業者委託に係る費用	・現状を継続する。 【懸案事項】 ・担い手の高齢化	・現状を継続する。 【懸案事項】 ・担い手の高齢化	・現状を継続する。	